

< 一般委託 >

配水管漏水調査作業(1)業務委託(一般委託) 仕様書

配水管漏水調査作業(1)業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	地下漏水等を早期に発見し、2次災害の防止や無収水量の減少を図る。
2	履行期間	契約日から270日
3	施行場所	横須賀市西逸見町ほか
4	業務内容	市内全域から抽出した配水本管及び配水管並びに給水管の漏水調査
5	特記事項	別紙配水管漏水調査作業(1)業務委託 特記仕様書による
6	関係法規	
7	資格要件	本業務履行については、下記に定める職務内容と実務経験を有するもの。 (1)調査技師(漏水調査業務及び漏水防止業務に精通し、業務の総括、計画、立案、指導を行い、実務経験7年以上を有する者。) (2)調査助手(漏水調査及び管路探知等の作業に習熟する者。)
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	上下水道局 技術部 水道管路課 管路維持担当 中野 孝紀 電話 046-822-4206 管路維持担当 小林 厚 電話046-822-4206

< 指示又は希望事項 >

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
----------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 配水管漏水調査作業（１）業務委託 特記仕様書

### 第1条 適用

本特記仕様書は、横須賀市上下水道局（以下「当局」という。）が委託する配水管漏水調査作業（１）業務委託に適用する。

### 第2条 業務基準

1. 特記仕様書に定められたもののほか、当局水道工事共通仕様書により行うものとし、記載のない事項については当局監督員との協議を行うものとする。

#### 2. 作業内容

##### （１）作業計画作成

本調査に先立ち、設計図に示すランク（例（ ）：左側を配水管「 ～ 」、右側を給水管「（ ）～（ ）」）として設定している。ローマ数字の小さい方が健全度が低く、漏水が発生する確率が高い地域。）を意識し計画を立案すること。また当局からの貸与図面等を整理し、調査方法、調査ブロック割、作業工程等の綿密な作業計画を作成し、作業計画書を提出すること。

作業計画書については、以下の項目を記載すること。

- 1) 調査概要
- 2) 調査内容及び手順
- 3) 工程表
- 4) 緊急連絡体制
- 5) 安全・衛生管理
- 6) 写真管理
- 7) 使用機器一覧表

##### （２）戸別音聴調査

- 1) 各戸ごとの止水栓及び量水器を調査対象とし、音聴棒等を用いて漏水音を発見する作業であり、8時30分から17時の間に実施すること。
- 2) 使用機器は音聴棒を基本とし、補助として漏水探知器の使用を認める。
- 3) 宅地内に立ち入る時は、住民若しくは水道使用者等に声かけをし、許可を得なければならない。
- 4) 宅地内の漏水は、水道メーターまで漏水調査を行う事とする。また、建物の床下等で漏水し、調査が不可能な場合は、漏水調査票にその旨を記入し提出すること。
- 5) 作業は1組2人以上で行い、調査助手以上の資格を持つ者を必ず配置すること。
- 6) 止水栓等がある場合は、操作をして漏水位置確認を行うこと。

##### （３）弁栓音聴調査

- 1) 仕切弁・消火栓等の配水管付属施設を対象とし、音聴棒等を用いて音聴し、漏水音（漏水疑似音）を発見する作業であり、8時30分から17時の間に実施すること。

2) 当局が貸与する水道管路基本図をもとに、調査を行うこと。

3) 作業は1組2人以上で行い、調査助手以上の資格を持つ者を必ず配置すること。

(4) 路面音聴調査

1) 給・配水管路上の路面において漏水探知器等を用いて音聴し、漏水音を発見する作業であり、22時から5時の間に実施すること。

2) 作業は1組2人以上で行い、調査助手以上の資格を持つ者を必ず配置すること。

(5) 漏水確認調査

1) 漏水確認調査に際し、水道使用者または土地所有者への許可を得なければならない。

2) 漏水箇所をボーリングバーまたは相関式漏水探知装置等を用い、漏水箇所を確定する作業であり、8時30分から17時の間に実施すること。ただし、ボーリングや掘削など管を損傷させる可能性のある作業は、15時までのこと。

3) 本作業の実施にあたっては、地下埋設物に損傷を与えないように十分留意すること。

4) やむを得ず上記時間帯以外で作業をする場合は、当局監督員と協議すること。

5) 作業は1組2人以上で行い、調査助手以上の資格を持つ者を配置すること。

(6) 再調査

履行期間内に以下の場合は、確認調査に協力すること。

1) 修理時の立会依頼及び、修理後に漏水音がある場合

2) 修理掘削において漏水が確認されなかった場合

(7) 報告書作成

本調査結果の報告書を作成し、漏水調査報告書として提出すること。

漏水調査報告書については、以下の項目を記載すること。

1) 調査ブロック一覧

2) 実施工程表

3) 作業予定表、作業日報

4) 管路基本図管理簿

5) 漏水箇所一覧表

6) 漏水調査票

7) 実施状況写真

上記項目については、監督員と協議のうえ作成すること。

3. 緊急音聴調査

(1) 調査中、異常な漏水音を発見した時は、速やかに漏水位置を確認し、当局監督員に連絡すること。

(2) 地上に漏水が溢れている場合、二次災害を防止するため、早急に漏水位置を確定し、当局監督員に連絡すること。

### 第3条 安全の確保

1. 当該業務に関する諸法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、近隣住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保にも努めなければならない。
2. 夜間や交通量の多い場所、転落の恐れがある場所で作業を行う場合は、調査関係者にヘルメット、安全靴、トラチョッキ等の必要な保護具の着用を徹底させること。

### 第4条 業務の履行確認

1. 戸別音聴調査、弁栓音聴調査、路面音聴調査の各音聴調査については、作業日報及び漏水調査票の提出により行い、当局監督員にその都度報告を行うこと。また、当局監督員から現地で履行状況確認を求められた場合は、その指示に従い対応をすること。
2. 各調査業務の履行確認のため、調査ブロックごとに実施数量に合わせて最低1枚以上の実施状況の写真を提出すること。提出枚数については、下記の表を参考にすること。  
※漏水確認調査の実施がない調査ブロックについては、漏水確認調査の実施状況の写真は不要とする。

延長	10 km未満	10 km以上
現場下見調査	1枚以上	2枚以上
弁栓音聴調査		
路面音聴調査		
漏水確認調査	1枚以上	

戸別軒数	1000 軒未満	1000 軒以上
戸別音聴調査	1枚以上	2枚以上

### 第5条 付帯事項

1. 着手前に、使用機器等の一覧表を作成し、当局監督員の承諾を得なければならない。なお、器具機材については、精度を確認し監督員に報告すること。また、器具機材及び消耗品が不相当及び不足の時は、取替え又は補充させることがある。
2. 現地調査は、社名入りの作業服及び腕章等を着用し、当局発行の身分証明書を必ず携帯して、当局の委託調査員であることを明らかにすること。また完了後、身分証明書及び貸与品は速やかに返却すること。
3. 作業日報及び委託漏水調査作業予定表は日々提出することを原則とし、当局の明細地図に漏水箇所を記入すること。
4. 漏水位置の確定後、漏水箇所に「W」字、関連する止水栓等を明示すること。また、その止水栓等の操作の良否を確認し、漏水調査票に記入すると共に当局監督員に口頭で報告すること。
5. 公道・公設私道内で漏水を発見した場合は、分水栓の位置を明示すること。  
アスファルトやコンクリートの場合は、「T」字で、その他の舗装はオフセットやポイントで明示すること。

- 6 . 現地の明示は、白スプレーで行うこと。
- 7 . 漏水位置確定時に舗装厚を測定し、漏水調査票に記入すること。
- 8 . 調査が完了したブロックは、作業日報に記入し、当局監督員に報告すること。また、当局監督員から現地で履行状況確認を求められた場合は、その指示に従い対応をすること。
- 9 . 貸与品の紛失や事故が発生した場合、速やかに当局監督員に報告すること。

## 個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務に関して個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な取得等)

第2条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取得するときは、この契約による業務の目的を正確に把握し、当該目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

(適正な管理)

第3条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損及びその他の事故の防止その他の個人情報の安全かつ適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに関する責任体制を整備し、管理責任者を定めなければならない。

3 乙は、個人情報の保管に当たっては、この契約による業務により取得した個人情報とそれ以外の個人情報を明確に区分し、管理しなければならない。

4 乙は、委託者（以下「甲」という。）の指示または承諾があるときを除き、個人情報を乙の事業所内から持ち出してはならない。

(管理責任者等の教育及び研修)

第4条 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、管理責任者及び従事者に対し、**個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）**第5章（行政機関等の義務等）の内容並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に関し必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(個人情報に関する秘密の保持)

第5条 乙は、個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による業務の処理の従事者が個人情報を管理責任者の承諾を得ることなく事務所以外の場所に持ち出し、又は不適切な取扱いにより第三者に漏らすことのないように、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第6条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複製等の禁止)

第7条 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、業務を実施するために甲から提供された個人情報を複製し、又は複写してはならない。

(資料等の返還、引き渡し若しくは消去)

第8条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡し、若しくは消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去しなければならない。

3 乙は、前項の規定により個人情報を消去した場合は、当該個人情報を消去した旨の報告書を甲に提出しなければならない。

(外部サービスの利用)

第9条 乙は、外部サービス（クラウドサービス、ウェブ会議サービス、ソーシャルネットワークワーキングサービス、ホスティングサービス等をいい、法令により設置されたもの又は行政機関等により設置される公共的な基盤等を除く。以下同じ。）であつて、当該外部サービス提供者が提示する約款等に乙が同意することで利用可能となり、契約等により乙から個別の措置を求めることができないもの（以下「約款等による外部サービス」という。）を利用しようとするときは、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。

- (1) 外部サービスの名称
- (2) 外部サービスの提供者
- (3) 外部サービスを用いて行う業務の内容
- (4) 外部サービスで保管又は取り扱う個人情報
- (5) 外部サービスの利用の期間
- (6) 外部サービスの利用が必要な理由
- (7) 外部サービスにおける安全管理措置の内容

2 乙は、当該約款等による外部サービスの利用に関し、甲から指示のある場合、甲の指示に従い、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(再委託の禁止等)

第10条 乙は、個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合及び再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出し、前項ただし書きの承諾を得なければならない。

- (1) 再委託の相手方
- (2) 再委託を行う業務の内容
- (3) 再委託で取り扱う個人情報
- (4) 再委託の期間
- (5) 再委託が必要な理由
- (6) 再委託の相手方における責任体制及び管理責任者
- (7) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、前項の規定により個人情報を取り扱う事務を再委託の相手方（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、乙と再受託者との契約内容に関わらず、再受託者の当該事務に関する行為について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再受託者に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に指示しなければならない。

5 乙は、この契約による業務を再委託した場合は、その履行を監督するとともに、甲の

求めに応じて、再受託者の状況等を報告しなければならない。

6 乙は、再委託契約を行う場合には、この契約により第1条から前条までに規定する個人情報の取扱いに関する義務を再受託者にも遵守させなければならない。

(個人情報の取扱状況の報告等)

第11条 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙（再受託者を含む。）に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の報告若しくは資料の提出を求め、又は乙（再受託者を含む。）の事務所に立ち入ることができる。

2 乙（再受託者を含む。）は、甲から個人情報の取扱いに関して改善を指示されたときは、その指示に従わなければならない。

(事故発生時等における報告)

第12条 乙（再受託者を含む。）は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故（以下「漏えい事故」という。）が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙（再受託者を含む。）は、漏えい事故が生じた場合、当該事故の被害を最小限にするため、甲と協力して必要な措置を講じ、かつ、甲の指示に従わなければならない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙（再受託者を含む。）が本特記事項に定める事項に違反した場合若しくは義務を怠った場合には、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

(損害賠償)

第14条 乙（再受託者を含む。）は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲の求めに応じてその損害を賠償しなければならない。

(補則)

第15条 乙は、この契約における個人情報の取扱いについて疑義が生じたときは、甲と協議し、その指示に従わなければならない。

配水管漏水調査作業（1）業務委託  
委託設計書

単価適用日 令和5年3月1日

総括表  
設計

令和 5年度	委託番号				管路維持 担当課長	管路調整 係長	予算担当	管路維持 担当主査	審査										
委託名	配水管漏水調査作業（1）業務委託																		
ブロック番号	2301ほか				委託場所	横須賀市西逸見町ほか													
予算科目	款 水道事業費用		項 営業費用		目 配水費		節 委託料		細節										
委託概要	本作業は、下記のとおり漏水調査作業を行うものである。																		
	<p style="text-align: center;">記</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">対象ブロック総延長</td> <td style="width: 40%;">270.03km</td> </tr> <tr> <td>戸別音聴調査</td> <td>20,653戸</td> </tr> <tr> <td>弁栓音聴調査(戸別無)</td> <td>35.41km</td> </tr> <tr> <td>弁栓音聴調査(戸別有)</td> <td>124.85km</td> </tr> <tr> <td>路面音聴調査</td> <td>123.72km</td> </tr> </table>										対象ブロック総延長	270.03km	戸別音聴調査	20,653戸	弁栓音聴調査(戸別無)	35.41km	弁栓音聴調査(戸別有)	124.85km	路面音聴調査
対象ブロック総延長	270.03km																		
戸別音聴調査	20,653戸																		
弁栓音聴調査(戸別無)	35.41km																		
弁栓音聴調査(戸別有)	124.85km																		
路面音聴調査	123.72km																		
委託日数	270	日	<p>工期 自令和 年 月 日 至令和 年 月 日</p>																

## 設計基本情報

### 設計情報

設計種別	当初設計
委託名称	配水管漏水調査作業(1)業務委託
プロジェクト番号	2301ほか

### 諸経費情報

単価世代	令和5年3月1日
諸経費の工種	水道施設維持管理業務委託積算要領(管路等管理業務個別委託編)(H30.12 日本水道協会)
施工地域補正	なし
前払金支出割合	
契約保証費	なし
処分費控除	なし
週休2日補正	なし

(TM0002-0)

## 委 託 内 訳 書

工種：水道施設維持管理業務委託積算要領

費 目	工 種	種 別	細 別 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
業務原価				式	1			
	直接業務費計			式	1			
	直接経費計			式	1			
		安全費		式	1			
			安全費率計算額 (市街地乙都市近郊)	式	1			
諸経費				式	1			
点検調査業務 等価格				式	1			
消費税相当額				式	1			
委託業務費				式	1			

(TM0002-0)

## 委 託 内 訳 書

工種：水道施設維持管理業務委託積算要領

費 目	工 種	種 別	細 別 / 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
作業計画作成				式	1			第1号内訳書,A0001//1
現場下見調査				式	1			第2号内訳書,A0001//2
戸別音聴調査				式	1			第3号内訳書,A0001//3
弁栓音聴調査			戸別無	式	1			第4号内訳書,A0001//4
路面音調調査				式	1			第5号内訳書,A0001//5
漏水確認調査				式	1			第6号内訳書,A0001//6
報告書作成				式	1			第7号内訳書,A0001//7
弁栓音聴調査			戸別有	式	1			第8号内訳書,A0001//9
直接調査費計								







(TM0002-0)

第4号内訳書  
A0001-0000-04

### 弁栓音聴調査 1式当り内訳書

種別：戸別無  
形状：  
備考：

名	称	規	格	単位	数	量	単	価	金	額	摘	要
弁栓音聴調査		戸別無		k m	35.41							第4号代価表,S0001//4(特)
合	計			式	1							











(TM0002-0)

第2号代価表  
S0001-0000-02(特)

### 現場下見調査(1) 70km当り

種別：音聴作業主体  
形状：  
備考：

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
調査助手		人	2			1	V0001//2(特) 局独自
ガソリン	レギュラ	リットル	13				T0700 県単価・Z006704001
ライトバン損料	1500CC	h	5				V0001//3(特) 局独自
ライトバン損料	1500CC	日	1				V0001//4(特) 局独自
諸雑費	円止め	%	5				Z1001
合 計		km	70				
単 位 当 り		km	1				

(TM0002-0)

第3号代価表  
S0001-0000-03(特)

### 調査工 ( 2 ) 380戸当り

種別： 50戸/km 給水密度 < 150戸/km  
形状：  
備考：

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
調査助手		人	2			1	V0001//2(特) 局独自
ガソリン	レギュラ	リットル	2.6				T0700 県単価・Z006704001
ライトバン損料	1500CC	h	1				V0001//3(特) 局独自
ライトバン損料	1500CC	日	1				V0001//4(特) 局独自
諸雑費	円止め	%	2				Z1001
合 計		戸	380				
単 位 当 り		戸	1				

(TM0002-0)

第4号代価表  
S0001-0000-04(特)

### 弁栓音聴調査 19 k m当り

種別：戸別無  
形状：  
備考：

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
調査助手		人	2			1	V0001//2(特) 局独自
ガソリン	レギュラ	リットル	2.6				T0700 県単価・Z006704001
ライトバン損料	1500CC	h	1				V0001//3(特) 局独自
ライトバン損料	1500CC	日	1				V0001//4(特) 局独自
諸雑費	円止め	%	2				Z1001
合 計		k m	19				
単 位 当 り		k m	1				

(TM0002-0)

第5号代価表  
S0001-0000-05(特)

### 路面音調調査 7km当り

種別：(夜間)  
形状：  
備考：

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
調査助手		人	2			1	V0001//2(特) 局独自
調査助手	夜間割増分	人	2				V0001//5(特) 局独自
漏水探知機損料	音調式	日	2				V0001//6(特)
ガソリン	レギュラ	リットル	2.6				T0700 県単価・Z006704001
ライトバン損料	1500CC	h	1				V0001//3(特) 局独自
ライトバン損料	1500CC	日	1				V0001//4(特) 局独自
諸雑費	円止め	%	2				Z1001
合 計		km	7				
単 位 当 り		km					

(TM0002-0)

第6号代価表の1  
S0001-0000-06(特)

### 漏水確認調査(2) 7.6km当り

種別: 50戸/km 給水密度 < 150戸/km  
形状:  
備考:

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
調査助手		人	2			1	V0001//2(特) 局独自
相關式漏水探知装置損料		日	0.1				V0001//7(特) 局独自
ガソリン	レギュラ	リットル	4.68				T0700 県単価・Z006704001
発動発電機損料	定期容量 1 KVA	日	0.9				V0001//8(特) 局独自
電気ハンマードリル損料	1.1kw	日	0.9				V0001//9(特) 局独自
ガソリン	レギュラ	リットル	2.6				T0700//1(特) 県単価・Z006704001
ライトバン損料	1500CC	h	1				V0001//3(特) 局独自
ライトバン損料	1500CC	日	1				V0001//4(特) 局独自
諸雑費	円止め	%	5				Z1001
合 計		km	7.6				

(TM0002-0)

第6号代価表の2  
S0001-0000-06(特)

### 漏水確認調査(2) 7.6km当り

種別: 50戸/km 給水密度 < 150戸/km

形状:

備考:

名	称	規	格	単位	数	量	単	価	金	額	雑	摘	要
単	位	当	り	km	1								



(TM0002-0)

第8号代価表  
30001-0000-08(特)

开任百聴調宜 19kmヨリ

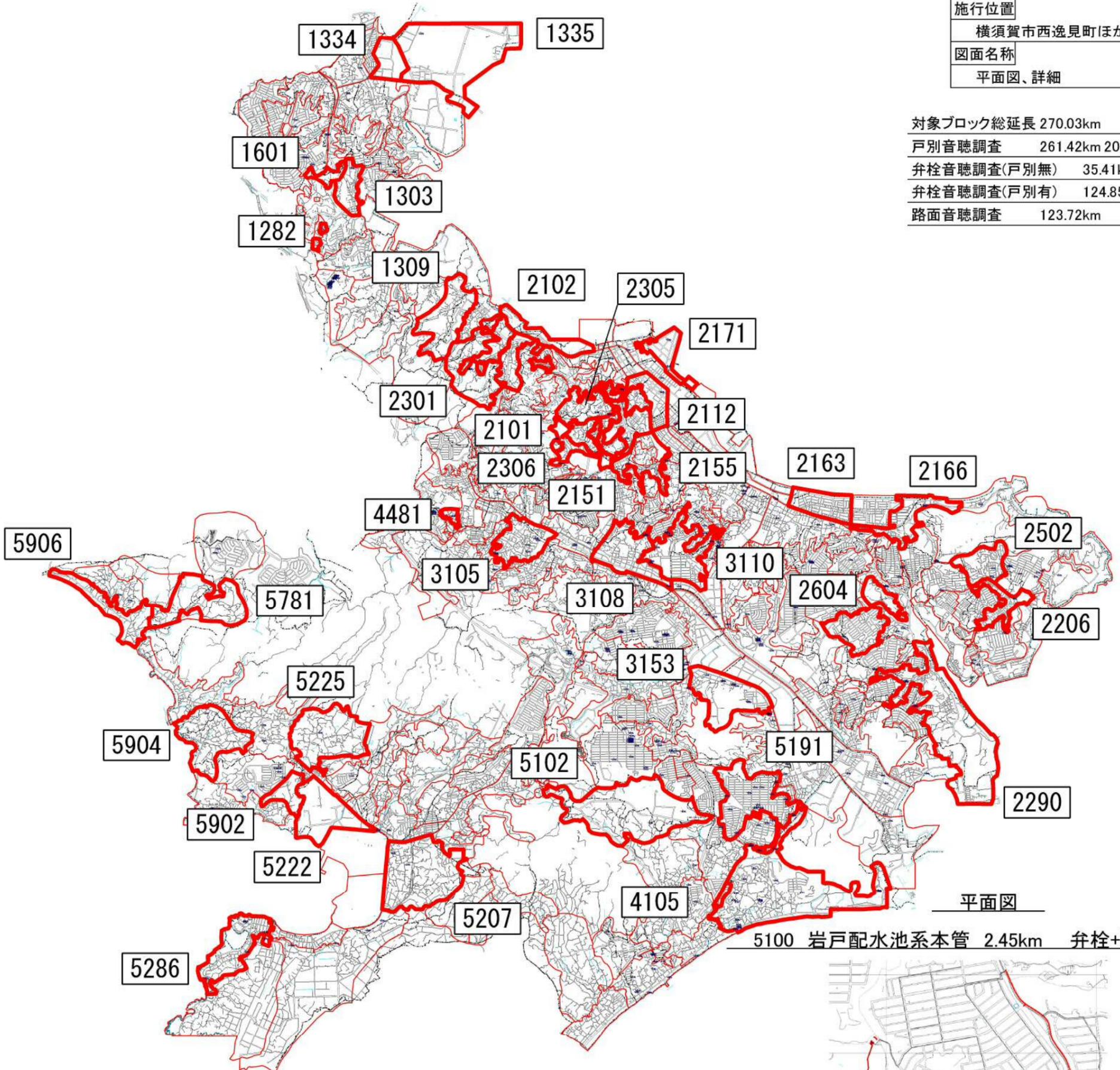
種別：戸別有  
形状：  
備考：

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
調査助手		人	2			1	V0001//2(特) 局独自
諸雑費	円止め	%	2				Z1001
合 計		km	19				
単 位 当 り		km	1				

平面図

参考図	1/1枚
委託名称	配水管漏水調査作業(1)業務委託
施行位置	横須賀市西逸見町ほか
図面名称	平面図、詳細

対象ブロック総延長	270.03km
戸別音聴調査	261.42km 20,653戸
弁栓音聴調査(戸別無)	35.41km
弁栓音聴調査(戸別有)	124.85km
路面音聴調査	123.72km



平面図

5100 岩戸配水池系本管 2.45km 弁栓+路面



詳細

ブロック	ランク	目標	延長	戸別	調査方法	ブロック	ランク	目標	延長	戸別	調査方法	ブロック	ランク	目標	延長	戸別	調査方法
2301	I(I)	逸見総合管理センター	7.07	440	戸+路	2155	III(I)	田戸台	7.41	1012	戸	2290	IV(III)	高坂小学校	12.41	1162	戸+弁
2101	I(II)	逸見駅	6.68	737	弁+路	5904	III(I)	大楠小学校	7.25	661	戸	2604	IV(III)	浦賀中学校	15.80	992	戸+弁
1601	I(III)	新浦郷隧道	0.64	55	弁+路	2305	III(I)	中央図書館	8.25	1018	戸+弁	3105	IV(III)	城北小学校	8.31	951	戸+弁
2306	II(I)	豊島小学校	9.54	1221	戸+弁	1303	III(II)	船越小学校	5.24	589	戸+路	3110	IV(III)	県立横須賀工業高校	12.67	1268	戸+弁
1282	II(II)	田浦配水池下	0.71	57	戸+路	2163	III(II)	馬堀ポンプ場	8.52	663	戸+路	3153	IV(III)	明光高校	9.70	587	戸+弁
1309	II(II)	長浦自治活動センター	7.24	603	戸+路	4105	III(II)	野比中学校	23.50	1754	戸+路	4182	IV(III)	野比駅	0.97	80	戸+弁
2151	II(II)	鶴久保小学校	4.58	498	戸+路	5207	III(II)	武山中学校	11.19	1062	戸+路	5191	IV(III)	ハイランドゴルフ練習場	24.14	2457	戸+弁
1335	II(III)	日産自動車追浜工場	4.31	42	戸+路	5906	III(II)	円乗院	4.75	318	戸+路	5225	IV(III)	南葉山霊園	4.18	201	戸+弁
2206	II(III)	鴨居小学校	5.66	406	戸+路	2171	III(IV)	横須賀新港	2.53	29	弁+路	5286	IV(III)	県営長井住宅	6.97	821	戸+弁
5102	II(III)	YRP	5.54	118	戸+路	4481	III(IV)	池上4丁目	0.97	114	弁+路	5902	IV(III)	佐島採石場(2)	0.92	59	戸+弁
2166	II(III)	馬堀海岸駅	4.36	351	弁+路	2502	IV(I)	ケンコウ幼稚園	6.80	657	戸	5100	本管	参考図2/2参照	2.45		弁+路
3108	II(III)	県立横須賀高校	12.9	1237	弁+路	1334	IV(III)	追浜高校	1.65	55	戸+弁						
5222	II(III)	市民病院	2.22	44	弁+路	2102	IV(III)	JR横須賀駅	0.82	42	戸+弁						
5781	II(IV)	国際村ポンプ所	2.66	38	弁+路	2112	IV(III)	横須賀共済病院	8.52	859	戸+弁						

※戸=戸別音聴 路=路面音聴 弁=弁栓音聴